

令和6年3月農業委員会総会議事録

日 時 令和6年3月28日（木曜日） 議事開始 午前8時50分

場 所 えびの市役所 1-3・4会議室

出席委員

【農業委員】 稲田 優 竹下 助範 山下 正成 森永 良仁
新原 正次 岩屋 美智子 田中 雄策 前原 幸太郎
田上 みゆき

【推進委員】 宮田 吉人 増田 賢造 津口 えりこ 坂元 清美
下原 小枝子 山野 真澄 杉元 義男 中津 ゆみ子
土器 三紀夫 中津 富夫 山口 長徳 鶴田 幸一
園田 義保 吐師 伸次郎 吉田 尚美 上村 ゆかり

欠席委員

【農業委員】 栗下 章二

【推進委員】 米倉 千春

事務局職員

事務局長	押川 国智	事務局長補佐	大田黒 元
農地調整係長	塩入 友之	農地調整係主査	大園 あけみ
農地調整係主査	宮原 直子	農地調整係主任主事	馬越脇 浩
農地調整係主事	佐藤 純大		

議 題

- 報告第19号 農地等の合意解約について
- 議案第62号 農用地利用集積計画の取消しについて
- 議案第63号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第64号 農用地利用集積計画について
- 議案第65号 農用地利用集積等促進計画について
- 議案第66号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 議案第67号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 議案第68号 非農地証明願いについて

○事務局長　それではただいまから令和6年3月定例農業委員会総会を開催いたします。ご起立をお願いいたします。一同礼。

ご着席ください。

○稲田議長　【あいさつ・・・】

次に委員の出席状況を報告いたします。栗下委員、米倉委員から本日の会議に欠席する旨、届出がありましたので報告します。よってただ今の出席者は、農業委員9名、農地利用最適化推進委員16名で定足数に達しております。

これより会議を開きます。議事に入る前に議事録署名委員に、森永委員と田中委員を指名いたします。

それでは、ただ今から今月の議事に入ります。報告第19号及び議案第62号から議案第68号までを一括議題といたします。

事務局長に議案の朗読をお願いします。

○事務局長　（議案朗読）

○稲田議長　議案の朗読が終わりました。

これより報告及び審議に入ります。まず、報告第19号「農地等の合意解約について」事務局から説明をお願いします。

○事務局　それでは、報告第19号、農地等の合意解約についてご説明いたします。議案書1ページをお開きください。今月の合意解約件数は26件です。

2ページをご覧ください。令和6年3月分の合意解約一覧につきましては、ご覧のとおりでございます。今月の総会案件と関連がないものについて順番にご説明いたします。

整理番号1番は、農地を売却するため解約するものです。

整理番号3番から7番までは、借人が経営規模を縮小するため解約するものです。

整理番号8番及び9番は、貸人が今後自作するため解約するものです。

次のページになります。整理番号22番及び23番は、耕作者変更のため解約するものです。以上、ご報告いたします。

○稲田議長　説明が終わりました。何かご質問はありませんか。

（なしと言う者多数あり）

○稲田議長　質問がないようですので、以上で報告を終わります。

次に、議案第62号「農用地利用集積計画の取消しについて」を議題といたします。事務局から説明をお願いします

○事務局　それでは議案第62号「農用地利用集積計画の取消しについて」を説明します。

5ページです。整理番号1番、畑1筆、1,267㎡の売買の取消しです。こちらは令和6年1月総会で可決された案件ですが、一部を専用住宅用地として5条申請するため、取り消すものです。

以上、ご審議方、宜しくお願ひ致します。

○稲田議長　ただいま、事務局の説明が終わりました。これより議案第62号の審議に入ります。各委員の質疑を求めます。質疑はありませんか。

(なしと言う者多数あり)

○稲田議長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第62号は、原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

○稲田議長 全員賛成と認めます。よってお諮りのとおり決定いたします。議案第62号については、原案のとおり決定した旨を市長に通知します。

次に、議案第63号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

○事務局 議案第63号、農地法第3条の規定による許可申請についてご説明いたします。6ページをご覧ください。今月の許可申請件数は、所有権移転6件となります。申請人の住所、氏名は省略して、申請内容については、概略をご説明いたします。

7ページになります。整理番号1番、田1筆、1,436㎡の売買です。価格は総額〇〇円です。

整理番号2番、田2筆、2,120㎡の贈与です。備考欄のとおり山口委員の掘起しです。

次の8ページになります。整理番号3番、田1筆、2,094㎡の売買です。価格は総額〇〇円です。

整理番号4番、畑1筆、540㎡の贈与です。

整理番号5番、12ページまでになります。田9筆、畑6筆、計15筆の21,410㎡の売買です。価格は総額〇〇円です。備考欄のとおり農地所有適格法人からの申請です。

整理番号6番、田1筆、564㎡の売買です。価格は総額〇〇円です。備考欄のとおり竹下委員の掘起しです。

以上、所有権移転6件です。ご審議方、よろしく申し上げます。

○稲田議長 事務局の説明が終わりました。議案第63号については、各担当委員が現地確認等をしていただいております。

土地の現地確認と申請人「受人」の確認をそれぞれお願いしております。各委員から報告をしていただきます。

所有権移転、整理番号1番の土地及び、申請人「受人」の報告を竹下会長代理にお願いします。

○竹下会長代理 整理番号1番について報告いたします。申請農地は、〇〇と〇〇の境にあります。〇〇沿いの〇〇自治会内にあります。基盤整備は、されていません。農地の形状が良い水田であります。1筆ですが、3枚に分かれています。現在耕起がされています。周辺一帯は水田で、北側に〇〇があり、後、少々山がある感じですが。日照、接道、用排水は良好です。申請地の作付け状況は、今まで水稻が作付けされていました。

受人は、〇〇自治会内に住んでおられます。営農状況は、水稻主体の専業農家です。渡人との関係は、知人になるそうです。後継者はいます。取得後は、これまで同様に水稻を作付けしていくとの事です。畦畔の管理も良く整理される方です。地域との調和について

も特に問題ないと判断しました。皆様のご協議をよろしく願いいたします。

○稲田議長 次に、整理番号2番の土地及び、申請人「受人」の報告を山口委員にお願いいたします。

○山口委員 整理番号2番について報告いたします。申請農地やその周辺状況について、3月16日に現地確認をいたしました。申請農地は、〇〇自治会内にあります。基盤整備は、行われております。現在も水田として耕作されております。日照、接道は良好です。用排水もしっかりと管理されております。

次に受人について、報告いたします。受人についても、3月16日に本人に確認いたしました。受人は、これまでも、この水田で父や兄の営農を手伝っていました。今後は、兄の農業を手伝いながらご自分でも営農をしていくとの事です。地域との調和についても問題ないと判断します。皆様のご審議方よろしく申し上げます。

○稲田議長 次に、整理番号3番の土地及び、申請人「受人」の報告を下原委員にお願いいたします。

○下原委員 整理番号3番の農地と受人について報告いたします。申請地は、基盤整備された水田で、一帯も基盤整備された水田地帯です。形状も良く、日照、接道、用排水も良好です。

受人の営農状況は、稲作と建設業の兼業農家で、後継者もいます。地域との調和についても、受人は、所有農地の管理も行き届いており、問題ないと判断します。皆様のご審議方をお願いいたします。

○稲田議長 次に、整理番号4番の土地及び、申請人「受人」の報告を岩屋委員にお願いいたします。

○岩屋委員 整理番号4番の申請農地と受人について報告します。申請農地は、〇〇自治会内にあり、〇〇川の堰堤北側にあります。水田と住宅に隣接した場所です。形状は、3角形で狭い畑なので、菜園として活用されるそうです。隣接する水田より、一段上にあり、日照、接道、排水は良好です。

受人について報告します。受人は稲作主体の兼業農家です。後継者は息子さんがいますが、今は会社勤めをしておられ、帰ってくるとの事です。渡人は、受人の母親の知人で、よく面倒をみてもらったから、もらって欲しいとの事でした。受人は兼業農家ですが、営農も一生懸命に取り組まれており、所有農地の管理も行き届いており、問題ないと判断します。皆様のご審議をよろしく申し上げます。

○稲田議長 次に、整理番号5番の土地の大字〇〇、字〇〇を吐師委員に、大字〇〇を森永委員に、大字〇〇を田上委員に、大字〇〇を鶴田委員に、大字〇〇を岩屋委員に、大字〇〇字〇〇と、申請人「受人」の報告を吉田委員にお願いいたします。

まずは、吐師委員にお願いいたします。

○吐師委員 それでは、整理番号5番の申請農地、大字〇〇、字〇〇の1筆について報告します。申請農地は、〇〇自治会内にあります。基盤整備はされていません。農地の形状は四角形で良い状態です。申請地の北側は宅地、東側と南側は、水田に接しています。西は、大きな商業施設があります。日照接道は良好です。用排水路は、両方とも確認でき

ませんでした。農地の作付け状況は、現在、何も作付けされていません。以上、報告を終わります。

○稲田議長 次に、森永委員にお願いします。

○森永委員 大字〇〇の申請地について報告します。この水田は、〇〇の県道沿いにあります。面積は狭く、基盤整備はされていませんが、隣接する水田との畔を除去されています。形状は長方形で良い形です。日照接道は良好です。野菜など作付けされています。

○稲田議長 次に、田上委員にお願いします。

○田上委員 大字〇〇の1筆について報告します。申請地は〇〇自治会内にあります。基盤整備はされていません。申請農地周辺の状況は、北、西側は水田で、東側は住宅、南側は道路です。日照、接道、用排水は良好です。作付け状況に関しては、現在、何も作付けされていませんでした。以上、報告します。

○稲田議長 次に、鶴田委員にお願いします。

○鶴田委員 整理番号5番の申請農地の大字〇〇の4筆について報告します。申請地は〇〇自治会内にあり、4筆とも基盤整備がされております。周囲は水田地帯で、地形の状況も良好です。日照、接道、用排水も良好です。今後も、加工野菜を作付するとの事でした。以上、報告を終わります。

○稲田議長 次に、岩屋委員にお願いします。

○岩屋委員 整理番号5番の申請農地、大字〇〇の田2筆、畑2筆について報告します。田2筆は〇〇公民館から400m位、東側にあり、宅地と水田が混在した場所ですが、日照、接道、用排水は良好です。畑の2筆は、〇〇公民館から200m位、北側にあり広い宅地の北側で、住宅の竹が生い茂り、午前中は日照が悪く、落ち葉も落ちていました。水田、畑とも作付けがしてありませんでした。以上、報告します。

○稲田議長 次に、吉田委員にお願いします。

○吉田委員 整理番号5番の農地、8ページ、9ページの字〇〇4筆について報告します。申請農地は、〇〇自治会内にあります。〇〇の交差点から南側にあり、4筆ですが、現況は大きな1枚の畑にしてありました。周囲一帯は、キャベツ畑と西側は、梅の果樹園でした。日照、接道、用排水も良好でした。今は何も作付けされていませんでしたが、これから里芋を作付けされるとの事でした。

次に受人の状況について報告します。受人は農地所有適格法人で、所有農地の管理も行き届いており、問題ないと判断いたします。以上、報告いたします。

○稲田議長 次に、整理番号6番の土地及び、申請人「受人」の報告を竹下会長代理にお願いします。

○竹下会長代理 整理売番号6番について報告します。申請農地は、〇〇自治会内にあり、〇〇川沿いにあります。基盤整備は、済んでおります。農地の形状も四角形で良いです。周辺一帯は、水田が広がっています。日照、接道、用排水も良好です。今までも水渡の作付けをされていました。この農地は受人の農地と隣接しています。

受人の営農状況は、兼業であります。稲作、繁殖牛、露地野菜と多岐にわたりまして、農地も約5haの耕作をされています。後継者はいません。取得後の利用状況としまして

は、露地野菜等を作付けする可能性もあるとの事でした。畦畔の管理にかんしては、非常に良好です。地域との調和についても問題ありません。皆様方のご審議をよろしく願いします。

○稲田議長 各委員の説明が終わりました。続きまして、事務局より判断根拠の説明をお願いします。

○事務局 今回の申請内容につきましては、農地法第3条第2項第1号から第5号まで、事前に事務局で申請書に基づき調査しましたが、問題ございませんでした。

農地法第3条第2項第6号につきましては、委員の皆さまから事前調査の報告がありましたとおり、地域との調和要件など、問題はないということでございます。

従いまして、計6件につきましては、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たしていると考えます。以上、ご報告いたします。

○稲田議長 ただいま、各委員及び事務局より説明がありました。

これより、議案第63号の審議に入ります。各委員の質疑を求めます。質疑はありませんか。

(なしと言う者多数あり)

○稲田議長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議案第63号は、原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

○稲田議長 全員賛成と認めます。よってお諮りのとおり決定いたします。

次に議案第64号「農用地利用集積計画について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

○事務局 議案第64号「農用地利用集積計画について」を説明します。

今月の計画件数は、所有権移転13件となっております。申出人の住所、氏名、備考欄につきましては、特記事項のみを説明し、他は省略させていただきます。また、法人の場合は、年齢が空欄となります。

14ページから15ページです。整理番号1番、田2筆、畑3筆、計5筆、19,879㎡の売買です。価格は総額〇〇円です。農用地売買事業の一時貸付期間満了による売渡です。

整理番号2番、畑2筆、2,942㎡の売買です。価格は総額〇〇円です。

整理番号3番、田1筆、1,639㎡の売買です。価格は総額〇〇円です。

整理番号4番、畑1筆、8,093㎡の売買です。価格は総額〇〇円です。

整理番号5番、16ページから18ページです。田4筆、畑3筆、計7筆、3,089㎡の売買です。価格は総額〇〇円です。

整理番号6番、田1筆、992㎡の売買です。価格は総額〇〇円です。

19ページです。整理番号7番、田1筆、1,187㎡の売買です。価格は総額〇〇円です。増田委員の掘り起こしです。

整理番号8番、田2筆、4,105㎡の売買です。価格は総額〇〇円です。増田委員の

掘り起こしです。

整理番号9番、田1筆、2, 937㎡の売買です。価格は総額〇〇円です。増田委員の掘り起こしです。

整理番号10番、田1筆、4, 222㎡の売買です。価格は総額〇〇円です。新原委員の掘り起こしです。

整理番号11番、20ページから28ページです。田27筆、畑6筆、計33筆、31, 747㎡の贈与です。

29ページです。整理番号12番、田2筆、1, 963㎡の売買です。価格は総額〇〇円です。

整理番号13番、36ページまでです。田27筆、8, 710㎡の売買です。価格は総額〇〇円です。

以上、計画内容は、市の基本構想に基づくものであり、利用権設定等を受ける者が農用地の全てを効率的に利用して耕作すること、農作業に常時従事することなど、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。ご審議方よろしくお願いたします。

○稲田議長　ただいま、事務局の説明が終わりました。これより議案第64号の審議に入ります。

整理番号5番の譲受人は、土器委員であります。農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき土器委員の退席を求めて審議します。土器委員の退席をお願いします。

(土器委員退席)

○稲田議長　それでは、整理番号5番について各委員の質疑を求めます。質疑はありませんか。

(なしと言う者多数あり)

○稲田議長　質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。整理番号5番は、原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

○稲田議長　全員賛成と認めます。よってお諮りのとおり決定いたします。土器委員の退席を解きます。

(土器委員着席)

○稲田議長　それでは、整理番号5番を除く議案第64号の審議に入ります。各委員の質疑を求めます。質疑はありませんか。

(なしと言う者多数あり)

○稲田議長　質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議案第64号は、原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

○稲田議長　全員賛成と認めます。よってお諮りのとおり決定いたします。議案第64

号については、原案のとおり決定した旨を市長に通知します。

次に議案第65号「農用地利用集積等促進計画について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

○事務局 37ページをご覧ください。今月の計画件数は45件です。申出人の住所、氏名、借賃、備考欄につきましては、特記事項のみを説明し、他は省略させていただきます。

それでは、38ページをご覧ください。整理番号1番、田4筆、2,401㎡の賃貸借です。

整理番号2番、畑7筆、27,838㎡の賃貸借です。

整理番号3番、田1筆、1,568㎡の賃貸借です。

整理番号4番、田1筆、1,137㎡の賃貸借です。

整理番号5番、田5筆、5,711㎡の賃貸借です。

39ページになります。整理番号6番、田1筆、2,845㎡の賃貸借です。

整理番号7番、田1筆、1,211㎡の賃貸借です。

整理番号8番、畑1筆、15,338㎡の賃貸借です。

整理番号9番、田2筆、1,496㎡の賃貸借です。

整理番号10番、田4筆、2,661㎡の賃貸借です。園田委員の掘り起こし

整理番号11番、田2筆、1,629㎡の賃貸借です。

整理番号12番、田1筆、777㎡の賃貸借です。

40ページになります。整理番号13番、田3筆、2,391㎡の賃貸借です。

整理番号14番、田1筆、514㎡の使用貸借です。

整理番号15番、畑1筆、1,786㎡の使用貸借です。前原委員の掘り起こし

整理番号16番、畑1筆、4,403㎡の賃貸借です。

整理番号17番、田2筆、4,660㎡の賃貸借です。

整理番号18番、田1筆、492㎡の使用貸借です。

整理番号19番、田2筆、1,767㎡の賃貸借です。

整理番号20番、田1筆、1,009㎡の賃貸借です。

41ページになります。整理番号21番、田4筆、5,066㎡の賃貸借です。

整理番号22番、田5筆、2,977㎡の賃貸借です。

整理番号23番、田1筆、畑1筆、計2筆、1,380㎡の賃貸借です。

整理番号24番、田6筆、7,619㎡の賃貸借です。

42ページになります。整理番号25番、田1筆、3,004㎡の賃貸借です。

整理番号26番、田1筆、2,535㎡の賃貸借です。

整理番号27番、田2筆、1,067㎡の賃貸借です。

整理番号28番、田4筆、3,754㎡の賃貸借です。

整理番号29番、田6筆、13,732㎡の賃貸借です。

43ページになります。整理番号30番、田12筆、7,794㎡の賃貸借です。

整理番号31番、畑2筆、2,085㎡の賃貸借です。

整理番号32番、田2筆、1,980㎡の賃貸借です。

44ページになります。整理番号33番、田6筆、2,994㎡の賃貸借です。

整理番号34番、田2筆、1,355㎡の賃貸借です。

整理番号35番、畑2筆、2,758㎡の賃貸借です。

整理番号36番、田1筆、4,047㎡の賃貸借です。前原委員の掘り起こし

整理番号37番、畑2筆、2,368㎡の賃貸借です。

整理番号38番、田2筆、2,001㎡の賃貸借です。

45ページになります。整理番号39番、田3筆、1,598㎡の賃貸借です。

整理番号40番、田2筆、4,127㎡の賃貸借です。

整理番号41番、田3筆、3,247㎡の賃貸借です。

整理番号42番、田1筆、1,280㎡の賃貸借です。

整理番号43番、田2筆、1,450㎡の賃貸借です。

整理番号44番、畑2筆、1,513㎡の賃貸借です。

整理番号45番、田1筆、681㎡の使用貸借です。

46ページになります。整理番号46番、田3筆、8,457㎡の賃貸借です。

整理番号47番、田2筆、2,002㎡の賃貸借です。

賃借権の設定等を受ける者は、賃借権の設定等を受けた後に、農用地のすべてを効率的に利用して耕作すること及び、農作業に常時従事すること等、何ら問題ないと考えます。皆様のご審議方よろしくお願いいたします。

○稲田議長　ただいま、事務局の説明が終わりました。これより議案第65号の審議に入ります。

整理番号3番の受け手は、土器委員であります。農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき土器委員の退席を求めて審議します。土器委員の退席をお願いします。

(土器委員退席)

○稲田議長　それでは、整理番号3番について各委員の質疑を求めます。質疑はありませんか。

(なしと言う者多数あり)

○稲田議長　質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。整理番号3番は、原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

○稲田議長　全員賛成と認めます。よってお諮りのとおり決定いたします。土器委員の退席を解きます。

(土器委員着席)

○稲田議長　次に、整理番号6番の受け手は、吉田委員の同居する親族であります。農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき吉田委員の退席を求めて審議します。吉田委員の退席をお願いします。

(吉田委員退席)

○稲田議長　それでは、整理番号6番について各委員の質疑を求めます。質疑はありませんか。

(なしと言う者多数あり)

○稲田議長　質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。整理番号6番は、原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

○稲田議長　全員賛成と認めます。よってお諮りのとおり決定いたします。吉田委員の退席を解きます。

(吉田委員着席)

○稲田議長　次に、整理番号7番と32番の受け手は、下原委員の同居する親族であります。農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき下原委員の退席を求めて審議します。下原委員の退席をお願いします。

(下原委員退席)

○稲田議長　それでは、整理番号7番と32番について各委員の質疑を求めます。質疑はありませんか。

(なしと言う者多数あり)

○稲田議長　質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。整理番号7番と32番は、原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

○稲田議長　全員賛成と認めます。よってお諮りのとおり決定いたします。下原委員の退席を解きます。

(下原委員着席)

○稲田議長　次に、整理番号9番の受け手は、山野委員の同居する親族であります。農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき山野委員の退席を求めて審議します。山野委員の退席をお願いします。

(山野委員退席)

○稲田議長　それでは、整理番号9番について各委員の質疑を求めます。質疑はありませんか。

(なしと言う者多数あり)

○稲田議長　質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。整理番号9番は、原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

○稲田議長　全員賛成と認めます。よってお諮りのとおり決定いたします。山野委員の退席を解きます。

(山野委員着席)

○稲田議長 次に、整理番号23番と25番の受け手は、中津富夫委員であります。農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき中津富夫委員の退席を求めて審議します。中津富夫委員の退席をお願いします。

(中津富夫委員退席)

○稲田議長 それでは、整理番号23番と25番について各委員の質疑を求めます。質疑はありませんか。

(なしと言う者多数あり)

○稲田議長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。整理番号23番と25番は、原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

○稲田議長 全員賛成と認めます。よってお諮りのとおり決定いたします。中津富夫委員の退席を解きます。

(中津富夫委員着席)

○稲田議長 次に、整理番号40番の出し手は、田上委員の同居する親族であります。また、受け手は中津富夫委員であります。農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき田上委員と中津富夫委員の退席を求めて審議します。田上委員と中津富夫委員の退席をお願いします。

(田上委員・中津富夫委員退席)

○稲田議長 それでは、整理番号40番について各委員の質疑を求めます。質疑はありませんか。

(なしと言う者多数あり)

○稲田議長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。整理番号40番は、原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

○稲田議長 全員賛成と認めます。よってお諮りのとおり決定いたします。田上委員と中津富夫委員の退席を解きます

(田上委員・中津富夫委員着席)

○稲田議長 それでは、整理番号3番、6番、7番、9番、23番、25番、32番及び40番を除く議案第65号の審議に入ります。各委員の質疑を求めます。質疑はありませんか。

○杉元委員 議長。

○稲田議長 杉元委員。

○杉元委員 整理番号11番、12番、13番について質問します。この水田は同じ、字〇〇にあるのですが、賃料が11番と12番は〇〇円です。13番は〇〇円となっておりますが、なぜ差があるのでしょうか。

○事務局 13番の3筆については、以前から貸付先がこの価格で借りておられました

ので、出し手と受け手が同意されこの価格なっています。

○稲田議長 他に質疑は、ありませんか。

(なしと言う者多数あり)

○稲田議長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。整理番号3番、6番、7番、9番、23番、25番、32番及び40番を除く議案第65号は、原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

○稲田議長 全員賛成と認めます。よって議案第65号は、お諮りのとおり決定します。また原案のとおり宮崎県農業振興公社に農用地利用促進計画の作成を要請いたします。

ここで、しばらく休憩をします。9時55分に再開します。

(休憩)

○稲田議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議案第66号「農地法第4条の規定による許可申請について」と、議案第67号「農地法第5条の規定による許可申請について」と、議案第68号「非農地証明願いについて」を議題とします。事務局から説明をお願いします。

○事務局 議案第66号「農地法第4条の規定による許可申請について」ご説明いたします。47ページをお開きください。今月の許可申請件数は2件です。申請人等の住所氏名、立地基準については省略させていただきます。

48ページをお開きください。整理番号1番、申請地は大字〇〇、田1筆、481㎡を一般個人住宅として追認申請するものです。申請人から顛末書の提出がございます。農地区分は第2種農地です。生活排水については合併浄化槽にて処理後、東側側溝にて処理します。敷地内の雨水については従来通り、自然地下浸透にて処理します。

整理番号2番、申請地は大字坂元、田1筆、173㎡を資材置場兼駐車場敷地として申請するものです。農地区分は第2種農地です。雨水については、自然地下浸透にて処理します。

議案第67号「農地法第5条の規定による許可申請について」ご説明いたします。49ページをお開きください。今月の許可申請件数は1件です。申請人等の住所氏名、立地基準については省略させていただきます。

50ページをお開きください。整理番号1番、申請地は大字〇〇、畑1筆、916㎡を水稲用の育苗プールとして追認申請するものです。申請人から顛末書の提出がございます。農地区分が第1種農地ですので、原則不許可ですが、農業用施設の要件を満たすことから、不許可の例外規定が適用されます。権利関係は使用貸借です。排水及び雨水については、東側側溝にて処理します。

議案第68号「非農地証明願いについて」ご説明いたします。51ページをお開きください。今月の証明願い件数は2件でございます。申出人の住所氏名、立地基準については省略させていただきます。

52ページをお開きください。整理番号1番、場所が、大字東長江浦、田1筆、231㎡です。申請理由は山林です。

整理番号2番、場所が、大字小田、田1筆、296㎡です。申請理由は原野です。

以上、ご審議方よろしくお願い致します。

○稲田議長 事務局の説明が終わりました。議案第66号から68号については、3月27日に、第3小委員会では審議がされておりますので、ここで第3小副委員長から報告をお願いします。

○前原第3小副委員長 それでは、第3小委員会の報告を行います。会長から招集を受けまして、3月27日に、委員9名、事務局3名の計12名の出席のもと、第3小委員会を開催いたしました。今回の議案は、4条申請2件、5条申請1件、非農地証明願2件でございます。

議案第66号、農地法第4条申請の整理番号1番についてご説明いたします。場所は○○地区です。○○学校から西に約500mのところのところに位置します。申請人は、今回、両親から相続した財産の整理をしていたところ、申請地が農地のままであることが判明したため追認申請するものです。申請地の状況は、西側は宅地、南側は道路、北側と東側は山林に接しております。周囲の農地への影響はないと判断し、その他、特に問題は見当たりませんでした。

続いて、整理番号2番について説明します。場所は、○○地区です。○○公民館から西に300mのところのところに位置します。申請地の状況としては、西側は宅地、北側、南側及び東側は雑種地に接しております。周囲の農地への影響はないと判断し、その他、特に問題は見当たりませんでした。

次に、議案第67号、農地法第5条申請の整理番号1番についてご説明いたします。場所は、○○地区です。○○公民館から北に約500mのところのところに位置します。申請人は今回、育苗プールとして利用していた土地の一部が農地のままであることが判明したため、追認申請するものです。申請地の状況は、東側は道路、西側は雑種地、北側と南側は宅地に接しております。周囲の農地への影響はないと判断し、その他、特に問題は見当たりませんでした。

議案第68号、非農地証明願についてご説明いたします。

整理番号1番、申請地区は○○地区でございます。現況は山林となります。その土地の周囲の状況から見て、その土地を農地として復元しても継続して利用することができないと判断しました。その他、特に問題は見当たりませんでした。

次に、非農地証明願の整理番号2番、申請地区は○○地区でございます。現況は原野となります。その土地の周囲の状況から見て、その土地を農地として復元しても継続して利用することができないと判断しました。その他、特に問題は見当たりませんでした。

以上、第3小委員会は、慎重、審議しました結果、4条申請2件、5条申請1件、非農地証明願2件については、全会一致で許可相当及び非農地としてやむを得ないと判断いたしました。

皆さまのご審議をお願いしまして、第3小委員会の報告を終わります。

○稲田議長 続きまして、事務局より判断根拠の説明をお願いします。

○事務局 判断根拠をご説明いたします。農地法第4条及び5条の規定による転用許可

申請において、一般基準につきましては、申請書に基づき審査した結果問題ございませんでした。立地基準につきましても小委員長報告にありましたとおり問題ないとのことでございます。また、非農地証明願いについて、県が示す証明書交付手続き要領及び市農業委員会非農地判定に係る取扱基準に合致していると判断いたします。よりまして、今月の議案第66号から第68号の計5件につきましては、転用許可基準及び、非農地判断基準を全て満たしていると判断いたします。以上でございます。

○稲田議長　ただいま、第3小副委員長報告及び事務局の説明がありました。

これより、議案第66号から議案第68号の審議に入ります。

議案第66号、整理番号2番の申請人は、田上委員の同居する親族であります。農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき田上委員の退席を求めて審議します。田上委員の退席をお願いします。

(田上委員退席)

○稲田議長　それでは、議案第66号、整理番号2番について各委員の質疑を求めます。質疑はありませんか。

(なしと言う者多数あり)

○稲田議長　質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

議案第66号、整理番号2番に対する第3小副委員長の判断は、許可相当であります。また、事務局の判断も許可相当であります。

お諮りいたします。議案第66号、整理番号2番は、原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

○稲田議長　全員賛成と認めます。よってお諮りのとおり決定いたします。田上委員の退席を解きます

(田上委員着席)

○稲田議長　それでは、議案第66号整理番号2番を除く議案第66号から議案第68号の審議に入ります。各委員の質疑を求めます。質疑はありませんか。

(なしと言う者多数あり)

○稲田議長　質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

議案第66号、整理番号2番を除く、議案第66号から議案第68号に対する第3小副委員長の判断は、許可相当であります。また、事務局の判断も許可相当であります。

お諮りいたします。議案第66号、整理番号2番を除く、議案第66号から議案第68号は、原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

○稲田議長　全員賛成と認めます。議案第66号と議案第67号は、原案のとおり、許可相当として知事に意見書を送付いたします。また、議案第68号は、お諮りのとおり決定いたします。

以上で本日の議案審議は終了いたしました。

終了時間 午前10時10分